

更別村農業委員会議事録

令和2年 第1回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和2年1月17日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和2年1月17日（13時23分開会、14時06分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	大 地 惠 子
出席	1	委員	山 中 賢 一	出席	7	委員	塩 田 孝 弘
出席	2	委員	日 光 富 男	出席	8	委員	九 々 昌 弘
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	赤 澤 正 信
出席	4	委員	日 崎 克 彦	出席	10	委員	及 川 政 人
出席	5	委員	河 瀬 達 也	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

8番 九々委員 9番 赤澤委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 浩二 農地係長 河原 崇行
産業課長 本内 秀明

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について（農地法第4条）

報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について（農地法第5条）

報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

報告第5号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

議案第1号 更別村農業委員会事務局規程の一部改正について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の

決定について

議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- ② 令和元年度南十勝農業委員等研修会について
- ③ 令和2年第2回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻前なんですけどもお集まりになりましたので、ただ今から令和2年第1回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員 12名であります。会議規則で定めます定足数に達しておりますので、総会の方は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 本日は、令和2年第1回目の定例会にそれぞれ定刻前にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

この冬は北海道でいえば雪が少ない年となっており、本州へ目を向ければ異常な程の暖冬ということでもあります。

また、去年の秋口からオーストラリアでは森林火災が発生し、今もなお延焼を続けており、その焼失面積は1千万ヘクタールとも言われており、北海道の面積を優に燃やしている状況でこの先が心配であります。

本日でありますが、報告事項5件、議案3件となっておりますが、ひとつ慎重審議の方お願い申し上げ開会の挨拶と致します。よろしく申し上げます。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは早速議事録署名委員を決定させていただきます。8番 九々委員、9番 赤澤委員、それぞれひとつよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは早速議件に入らせていただきます。まず報告事項第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明を致します。12月の定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、この件につきましてご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。
農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用の完了報告書が提出されましたので報告をするものです。
(報告案件朗読)

議案の資料の方お願い致します。議案資料1頁になります。完了報告書の写を付けておりますので、こちらはご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた山中委員より報告お願い致します。

【山中委員】 昨日、1月16日に現地確認をして参りました。工事全て完了したことを確認して参りました。

【議長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。
第2号と表題が同じになりますが、3号の方は農地法5条の規定により許可をした案件になります。完了報告書が提出されましたので報告を致します。

(報告案件朗読)

また議案の資料の方お願い致します。資料は2頁になります。2頁に完了報告書の写を付けておりますので、こちらはご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた日崎委員より報告をお願いします。

【日崎委員】 13日に現地確認して参りまして、変更許可もらったとおりの位置になっていました。

【議長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、これを踏まえてご質問があればお願いします。

(「ありません」の声)

【議長】 なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(4) 報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

【議長】 それでは報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について説明を致します。標題の施設の設置に伴う事業計画の届出がありましたので報告をするものです。

(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。資料3頁からになります。まず3頁に位置図を付けております。図面中央のやや下辺りですが、●●沿い、小さいんですけども斜線を引いた部分、こちらの箇所になります。

資料 1 枚めくっていただきまして、4 頁、まず左側に届出書の鏡、右側に理由書を付けております。理由書の方かい摘まんで説明します。上から 7 行目になるんですけども、「また」から始まるところです。「また、KDDI は第 5 世代移動通信システム 5G の 2020 年 3 月の商用サービス開始に向け、全国における 5G 商用基地局の設置を進めています。」続いて 10 行目です。10 行目の中程になります。「KDDI は今後 2023 年度末までに国内最多となる 53,626 局、基盤展開率 93.2%にのぼる全国をカバーする 5G ネットワークの展開を計画しています。これに伴い、更別村●●を中心に周辺一帯はサービスの品質向上を図る必要があるエリアとなっており、良好なサービスを維持するために携帯電話基地局の設備設置を計画致しました。」ということでございます。

続いて 5 頁の方なんですけども、事業計画書を付けております。事業計画書の 3 番、事業計画の概要と書いてありまして、(1)設備内容書いてございます。通信用の 40m のアングル鉄塔というものを 1 基建設するという事で、その他については記載のとおりです。

また資料 1 枚めくっていただきまして、6 頁、敷地の平面図を付けております。図面の中央やや下を横断しているのが●●になります。図面の左手には A の住宅地があるんですが、図面右側に建設予定という形になってございます。

資料 7 頁の方は中継塔の立面図です。

また 1 枚めくっていただきまして、8 頁、掘削の計画図の方付けてございます。

補足を致します。

認定電気通信事業者が中継施設を設置するにあたり必要な敷地に使うため権利を取得する場合、この場合は農地法の施行規則の第 53 条の 14 号に農地転用許可を得る必要はないということが明記されてございます。転用許可は要らないんですけども国からの通知に基づいて、事業者については農業委員会に事業計画等を提出しなさいと、内容について事前に農業委員会と調整しなさいということになってございます。この通知に基づく事業者からの届出が昨年 11 月の下旬にあったんですけども、時期で考えると先月の定例総会で報告することもできたんですけども、農地転用だけでなく農振の整備計画の方も関わってきますので、その変更に関わる議案の提出時期、こちら村の担当の方に確認させていただいたところ、今年 3 月から 4 月くらいだということを知りまして、じゃあ着工時期もその後だと推察致しまして、12 月案件数が多かったのもありまして、今月に延ばして報告をしようということで今回出したところです。ところがですね、もう工事が始まっているという話を聞きまして、事業者へ確認したところ、議案の方に書いてあったんですが先月の 19 日にもう着工を始めて、完了は 3 月末の予定ですということを知りました。再度農振の担当者の方に確認したんですけども、農振法の施行規則の中で、認定電気通信事業の中継

施設の設置、これについては農振法の開発行為の許可は不要だということが書いてありまして、届出すれば着手が可能ですよというお話を聞きました。そういう状況なので、農振計画の変更については別の案件が出てきたときに併せて春先に行く予定だったんだということで伺っております。元々の届出書に事業期間の方が掲載されていなかったの、こちらの方も農振が終わってから着工するものだと勝手に思い込んでいたんですが、認識不足と思い込みということで報告が遅れたことをお詫び申し上げます。

その他、資料 8 頁の方なんですけども、施設の設置に伴って工事期間中、施設の周辺に掘削土置場、資材置場等々設けたり、車両進入用の鉄板の敷設など、こういったことが成されます。こういうことをするときも通常は一時転用の許可が必要なんですけども、これも認定電気通信事業に係る施設設置に伴って原状回復が容易にできる利用であれば、一時転用の許可は不要ということになってございます。

その他、農地所有者の A のお話なんですけども、A 現在父の B から農地を贈与されて贈与税の納税猶予を受けてございます。今は既に経営移譲されております。経営移譲は使用貸借ということで C の方へ使用貸借されているんですが、特例ということで納税猶予の方は継続中の段階です。今回の件、面積が僅かであって分筆もしないで内地番で行うということを経務署の方に説明しまして、税務署の方からそれであれば猶予の方は継続しますよということで確認をとってございます。

また、年金の方の話なんですけども、経営移譲年金、あと新年金の特例付加年金、これについても事業者の証明を付けて基金の方に届け出れば支給停止にならないということで確認をしてございます。

【議 長】 ただ今それぞれ説明があつた訳であります、ご質問があればどうか、ご理解いただけただしょうか？
(質疑等無)

【議 長】 いかがでしょうか？今の説明では手続上はクリアしているとのことなんですけども、これを踏まえてこの報告でよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(5) 報告第 5 号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 5 号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 5 号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。12 月の定例総会の議案調製以降に合意解約が成立した旨通知があつたものを報告するものです。こちら報告 4 号の絡みという形になります。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、この件につきましていかがでしょうか？
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは以上で報告事項は終了させていただきます。

(6) 議案第1号 更別村農業委員会事務局規程の一部改正について

【議長】 これより議案の方へ移ります。議案第1号、更別村農業委員会事務局規程の一部改正について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、更別村農業委員会事務局規程の一部改正について説明を致します。事務局の処理事項や所掌事務を定めるために事務局規程というものを制定しております。これが今回国の規則の改正がございまして、この事務局規程についても一部改正する必要が出てきましたので審議をお願い致します。

1 に理由を記載しております。地方自治法施行規則の一部を改正する省令、これが本年4月1日施行されることに伴いまして、この規則に規定されている歳出予算の区分から賃金という科目が削られることになり、これに対応するための改正になります。

2 の要旨は省略しまして、議案見開き右側の頁ですね、こちらの方に新旧対照表を付けております。表の右側が現在の現行になります。規程の第11条、事務局長が専決できるという事項を定めておりまして、カッコ7、第7号になりますが、その下線部、賃金については全額事務局長が専決できるという規定になっております。臨時職員の賃金なんですけども、こちらについては賃金という科目で支払うことになっておりまして、その支払伝票については金額に関係なく事務局長どまりで決裁を終えて良いですよということに今なっております。

これが4月以降は、定義自体が曖昧だった臨時職員というものが新たに会計年度任用職員という法律で確立された身分となります。労働の対価を賃金ではなく報酬で受けるということに変わりますので、表の左側ですね、改正後の下線部の方では、報酬、会計年度任用職員に係るものに限っては全額事務局長が専決できますよという形に直すものでございます。

表の欄外下に附則として、この規程は本年4月1日から施行するとしております。

以上のとおり事務局規程を改正してよろしいか審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明がありました、まずご理解いただけただけでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 その上でご意見があればお願いします。
（質疑等無）

【議長】 なければこの内容で改正してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは改正するものと致します。

(7) 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは次、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を致します。

基盤強化法に基づきまして村から決定を求められました所有権移転 1 件の農用地利用集積計画について決定してよろしいか審議をお願い致します。

（議案朗読）

以上、集積計画に登載するためのものでありまして、基盤強化法第 18 条第 3 項で規定します各要件、基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらの要件については満たしていると考えてございます。

【議長】 ただ今事務局より説明がありました、この説明を踏まえて何かご意見等があればお願い致します。
（意見等無）

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

(8) 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

て説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明を致します。賃貸借1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料9頁になります。9頁に申出地の図面を付けてございます。

こちらについては従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今事務局から説明があったとおり賃貸のあっせんの申出がありました。このあっせんについて、あっせんを行ってもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 併せて書類あっせんとなる訳なんですけど、このあっせん会議を定例会終了後ということでもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではあっせんするものと致します。

それであっせん委員を選ばせていただきます。福田委員、河瀬委員、塩田委員、及川委員。あっせんの取りまとめ、福田委員ひとつよろしくお願ひします。なお、あっせん委員会につきましては終了後ということでもよろしくお願ひ致します。よろしいですか？

(「はい」の声)

【議長】 以上でこちらからの議案は全て終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

【議長】 これよりその他へ移ります。1番目、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明お願い致します。

※資料10頁～13頁について、事務局より説明。

※申し合わせ決議（案）

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負って

る。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月17日 更別村農業委員会

※以上のとおり決議。

(2) 令和元年度南十勝農業委員等研修会について

【議長】 それでは次へ移ります。2番目、令和元年度南十勝農業委員等研修会について説明お願い致します。

※資料14頁～15頁

- ・日時 令和2年2月5日（水）～6日（木）
- ・集合 役場前 午後2時 村バス使用
- ・場所 ホテルグランテラス帯広

(3) 令和2年 第2回農業委員会定例総会について

※第2回定例総会は、2月13日（木）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 それでは第1回目の定例会ということで、それぞれ審議をいただき承認されました。大変ありがとうございます。

今年の冬は何せ雪が少なく寒さは程々寒い、冬らしい冬を迎えておりますが、どうか健康管理には十分注意され、自宅の作業及び確定申告に向けそれぞれ頑張ってくださいと思います。

本日は大変ありがとうございました。